

訪問看護ステーションの開業要件の緩和について

提案の概要

- 過疎地域では、サービス提供のための移動に時間がかかり、効率的なサービス提供が行えず、採算が取れないといった経営面の課題があるため、訪問看護ステーションの設置が進んでいない。このため、過疎地域においても訪問看護ステーションの開業要件である看護師等の配置基準（現状では常勤換算2.5人）の緩和をして開業を促す。

厚生労働省としての考え方

- 訪問看護の確保が著しく困難な離島等の地域（※）で市町村が必要と認める場合において、現行制度では、通常の人員基準を満たさなくともサービス提供が可能となっており、規制緩和をしながらも、本提案内容を実現することは可能である。

※ 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島、山村振興法により指定された振興山村など

- 本要望に提示されている「サービス提供のための移動に時間がかかり、効率的なサービス提供が行うことができない」といった課題については、移動に掛かる時間やコストの削減を見込まれるサテライト（※）を設置することで、経営状況の改善を図ることが可能となっている。

厚生労働省としては、サテライトの設置等に当たって、「地域医療介護総合確保基金」を活用して開設費用に充当することが可能となっている。

※ 現行制度においても、事業所全体で常勤換算2.5人以上の基準を満たしていれば、サテライトを設置し、訪問看護を提供することが可能

○ さらに、訪問看護ステーションの人員基準の緩和について、規制・制度改革に係る対応（平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」）を踏まえ、東日本大震災の被災地においては、平成23年4月より常勤で1人以上に緩和する特例措置を講じた経緯がある。

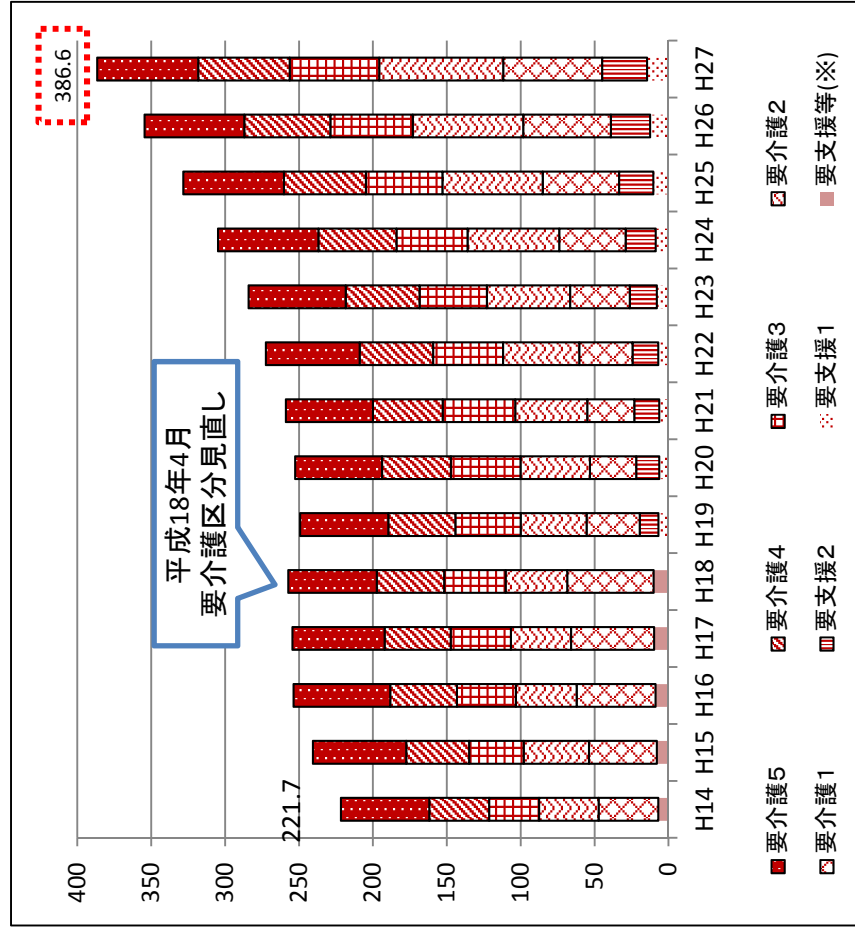
○ 本来、訪問看護は、利用者のニーズに応じて、基本的に24時間対応可能な体制を整備する必要がある。実際に上記の特例措置を利用した事業所はあったものの、書類の不備や記録の未実施等、看護職員1人での対応が困難となり、結果的に常勤換算2.5人以上を要件とする通常の指定を受けることとなった。こうした被災地での特例措置の状況を踏まえ、社会保障審議会介護給付費分科会において、常勤換算2.5人以上の配置を求める現行の基準を維持すべきとの結論（平成25年3月8日諮問答申）を得て、被災地に係る特例措置を廃止している。

○ よって、人員基準を緩和した訪問看護ステーションでは、24時間対応可能な体制の整備等が困難であり、療養生活にある中重度要介護者のニーズに対して、十分な対応ができないことから、本提案内容にある基準の緩和は適切ではない。

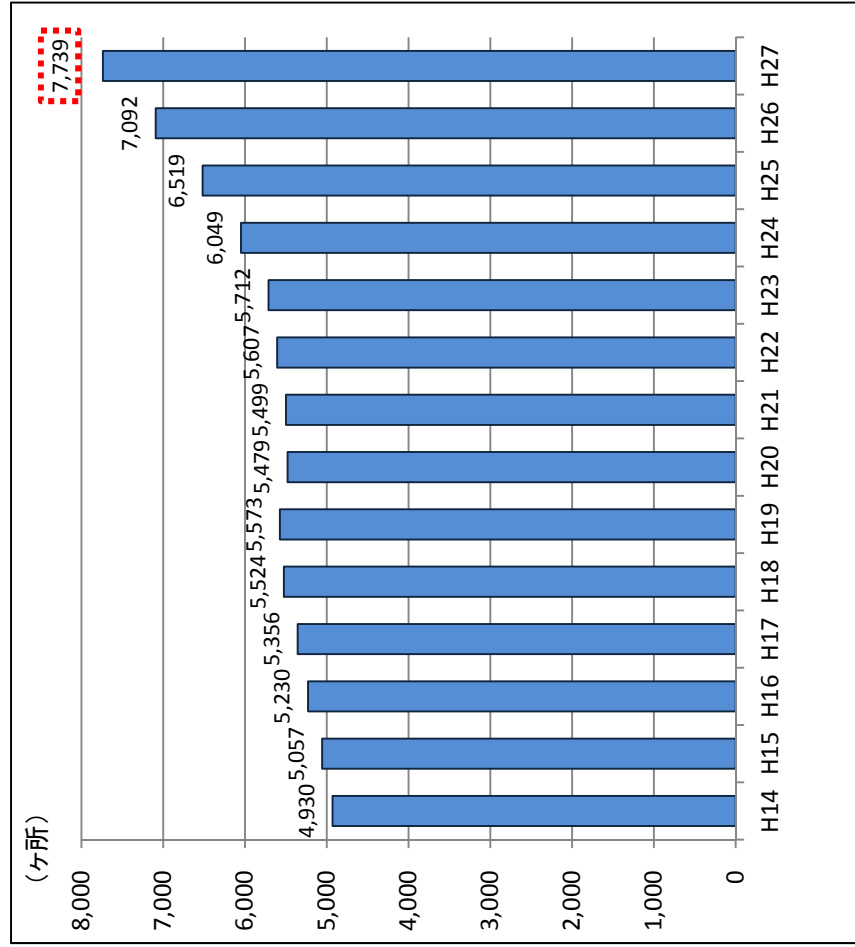
訪問看護の概況（利用者数・事業所数）

○ 訪問看護の利用者数は約386.6千人、訪問看護ステーション数は7,739ヶ所（平成27年4月審査分）。ともに増加傾向にあり、ステーション数については近年の増加が著しい。

【訪問看護利用者数の年次推移（千人）】



【訪問看護ステーション数の年次推移】



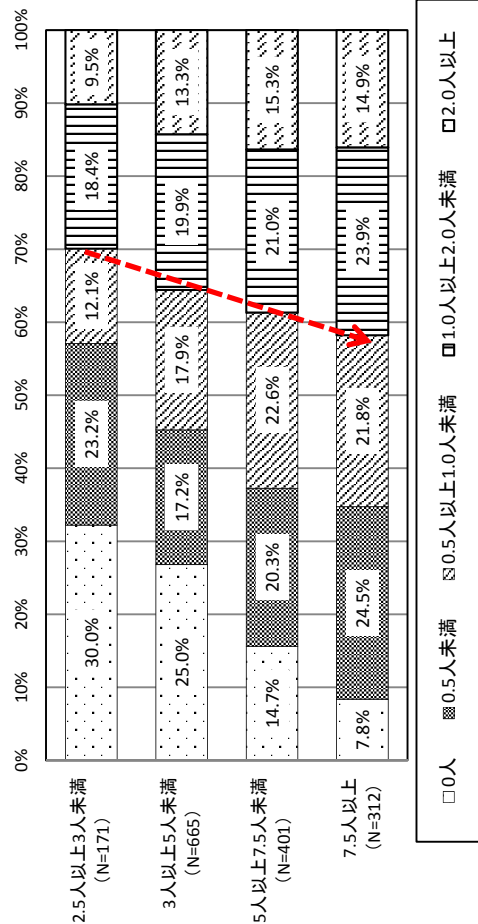
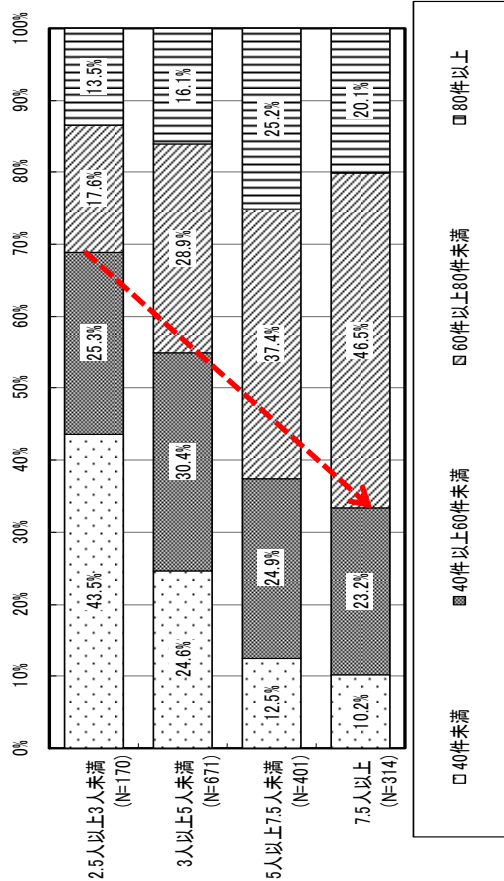
(※)平成18年までは「要支援」を、平成19年及び平成20年においては「経過的要介護」を指す。

出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(各年4月審査分)

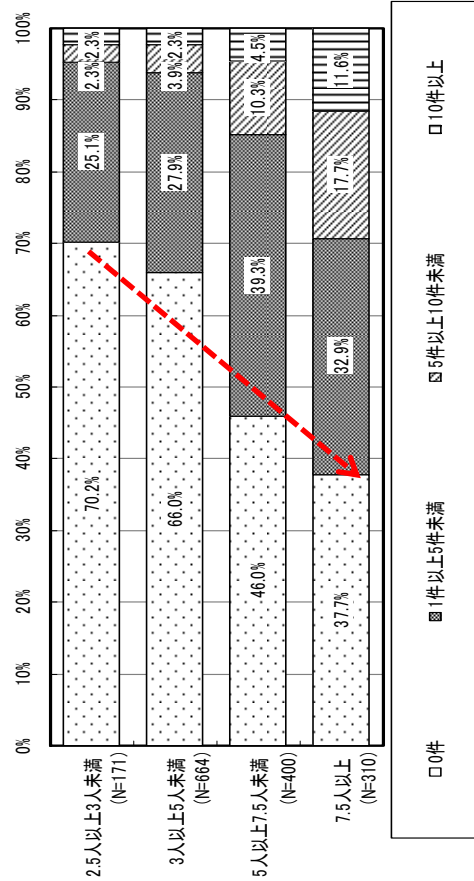
訪問看護サービスの状況（事業所規模毎のサービス提供状況等）

○ 訪問看護ステーションの規模が大きくなるほど、看護職員1人当たりの訪問件数・在宅における看取り件数、夜間・深夜・早朝訪問件数が多くなり、事業所の収支の状況が黒字になる傾向がある。

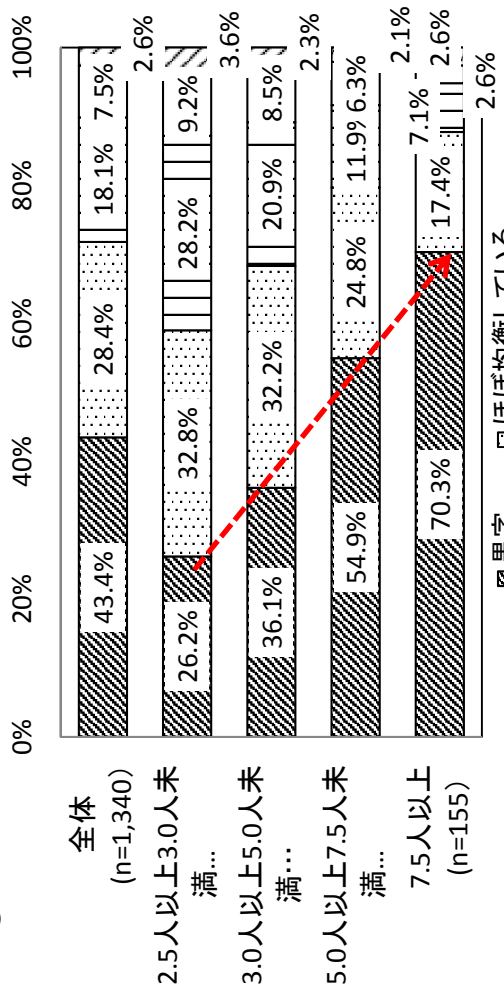
【①訪問看護ステーション規模別 看護職員1人当たり訪問件数/月】【②訪問看護ステーション規模別 看護職員1人当たり在宅看取り数/年】



【③訪問看護ステーション規模別 夜間・深夜・早朝訪問件数/月】



【④訪問看護ステーション規模別 収支状況】



出典：①～③平成20年度老人保健健康増進等事業「訪問看護事業所数の減少要因の分析及び対応策のあり方に関する調査研究事業」(社)日本看護協会
④平成24年度 厚生労働省老人保健事業推進費補助金「訪問看護の基盤強化に関する調査研究事業」三菱UFJリサーチ&コンサルティング

○ 黒字 □ ほぼ均衡している